

第9回「人間重視の道路創造研究会」 議事要旨

日 時： 平成21年5月15日（金）18：00～20：00

場 所： 国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階特別会議室

出席者： 磯部力委員長、太田和博委員、小幡純子委員、屋井鉄雄委員、米田秀男委員

<議事要旨>

1. 前回研究会の議事要旨について

前回議事要旨について、事務局より報告があった。

2. 主な議論内容

報告書とりまとめに向けた自由討議の中で、以下のような意見があった。

- ・「歩行者・自転車・公共交通」と言うときには、シニアカーなどその形態は多様化しているので、従来定義されてこなかったものについても、積極的にカバーしても良いのではないか。
- ・景観や環境に加え、防災という面での道路機能も人間重視の道路に必要なものとして盛り込むべきではないか。
- ・「人間重視の道路」を考えるにあたり、道路の機能や役割について、これまでの考え方を整理した上でどのように変えていくのかという流れを示す必要があるのではないか。
- ・「人間重視の道路」というものを厳密に定義するのではなく、人間重視の道路のために考えなければならない事項を列記するという表現の方が良いのではないか。
- ・「人間重視の道路」には、子供から高齢者まで、あるいはバリアフリーの視点などにも配慮しているということが伝わるような表現にするべきではないか。
- ・「地域住民の主体的参画」については、道路だけに限らず、公共事業全体に当てはまる事であり、他の法制度も参考にしつつ、表現を工夫して欲しい。
- ・道路法の目的についてがこの研究会の一番重要な議論。道路は、景観・環境の構成要素だけではなく、防災面や災害時も公共空間としての重要な機能を発揮するので、こういった観点も目的規定に含めた方が良いのではないか。
- ・道路が誰でも利用できるという公共施設である以上、生活者が入って事業者が排除されるような偏った捉え方をされないよう、目的規定には「生活環境」ではなく「環境」という言葉を盛り込む必要がある。
- ・目的規定については、これまで交通機能を重視してきたという事実がある上で、現在は快適な道路空間の創造にも取り組んでいるということを整理するべきではないか。

- ・「利用者の基本指針を定めること」については、地方分権の時代を踏まえると、（仮に国が決めるということなら）余り詳細化しない方が良いのではないか。
- ・「地元自治体の道路管理権限の一元的行使」については、逆に国が担う場合も想定されるので、主体は限定せず柔軟に対応できるようにしておくべきではないか。
- ・「地元自治体の道路管理権限の一元的行使」については、権限と責任が一体不可分であるため、権限を与える場合には責任も持つということを前提に整理をするべきである。
- ・道路種別や管理区分について、生活道路や新しい専用道路概念など良好な生活環境の形成等の観点から必要な部分を柔軟にしていこうという趣旨を明確に表現した方が良いのではないか。
- ・歩行者・自転車通行ネットワーク整備計画を市町村が策定しようとする場合には、当該エリアの主として自動車用の道路整備計画との調整を図る必要もあるのではないか。
- ・自転車通行ネットワークは幹線系の広い道路に造られることが多いので、これを生活道路という括りの中に入れるのは変ではないか。
- ・多様な行政分野に係る取組を総合的に推進する仕組みを道路法で吸収できるとは思わないが、歩行者や自転車のネットワークについては整備計画を検討しても良いのではないか。
- ・構成上、道路法制度に関する事項と他の法制度に関する事項とを分かり易く分けて整理した方が良いのではないか。
- ・公共政策を選択する上で、意志決定プロセスは重要であるので、報告書の中で触れておく必要があるのではないか。